○静岡市南アルプスユネスコエコパークにおける林道の管理に関する条例

平成26年12月12日 条例第138号

(目的)

第1条 この条例は、南アルプスが国際連合教育科学文化機関が実施する生物圏保存地域に登録されたことを踏まえ、当該登録に係る南アルプス生物圏保存地域(以下「南アルプスユネスコエコパーク」という。)の森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることの重要性に鑑み、南アルプスユネスコエコパークに存する林道について、静岡市法定外公共物管理条例(平成15年静岡市条例第252号)に定めるもののほか、その管理又は通行に関し必要な事項を定めることにより、林道の機能の保全及びその通行の安全を図るとともに、環境と調和した健全な林道の利用を確保し、もって林業の振興、林道周辺の森林の有する多面的機能及び自然環境の保全並びに地域社会の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「林道」とは、森林の適正な整備及び保全を図る目的で設置された道路(道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路を除く。)並びにこれに附属する工作物、物件及び施設で、南アルプスユネスコエコパークに存するもののうち、市長が管理するものをいう。

(林道の通行許可)

- 第3条 林道を通行しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、 次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 林産物の搬出若しくは造林、間伐、伐採等の森林施業又は農作業のために通行するとき。
 - (2) 当該林道の沿線に居住する住民及びその関係者が、当該住民の日常生活のために通行するとき。
 - (3) 登山、ハイキング、散策、公共施設の利用等のレクリエーションのために通行するとき。
 - (4) 徒歩又は軽車両により通行するとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 市長が指定する路線については、前項第1号から第3号までの規定は、適用しない。
- 3 市長は、第1項の許可の際、林道の管理上必要な条件を付することができる。 (通行の不許可)
- 第4条 市長は、前条第1項の規定による許可の申請に係る林道の通行が次の各号のいずれかに 該当するときは、これを許可しないことができる。
 - (1) 林産物の搬出若しくは造林、間伐、伐採等の森林施業又は農作業のための通行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (2) 林道を損傷し、若しくは汚損し、又は林道の通行に危険を及ぼすおそれがあるとき。
 - (3) 林道の設置目的に反し、不適切であると認められるとき。
 - (4) 林道周辺の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(林道の通行者の責務)

第5条 林道を通行する者は、この条例に定める事項及び標識等の指示事項を遵守し、森林の適 正な整備及び保全を図る目的で通行する者を優先し、林道の機能及び林道周辺の自然環境の保 全並びに交通の安全に留意して通行しなければならない。

(危険防止の指示)

第6条 市長は、林道の沿線にある土石(砂を含む。以下同じ。)、竹木、工作物等が林道を損傷し、若しくは汚損し、又は林道の通行に支障を及ぼすおそれがあるときは、その所有者又は管理者に対し、必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(禁止行為)

- 第7条 何人も、林道に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 林道を損傷し、又は汚損すること。
 - (2) 林道に土石、竹木及びごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を投棄し、又は堆積すること。
 - (3) 林道周辺の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、林道の設置目的、機能等に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(通行規制の実施及び解除)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当し、林道の適切な維持管理又は通行の安全を確保するため必要があると認めるときは、路線及び区間を定めてその通行の禁止又は制限(以下「通行規制」という。)をすることができる。
 - (1) 林道が破損し、若しくは決壊し、又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 林道に関する工事が行われているとき。
 - (3) 大雨、濃霧、積雪、路面の凍結等の異常気象が発生し、又はそのおそれがあるとき。
 - (4) 崩土、落石、倒木等を伴う自然災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が通行規制の必要があると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により林道の通行規制をしようとするときは、あらかじめその旨を標識による表示、広報その他の方法により市民に周知するものとする。ただし、緊急に通行規制をする必要があるときは、当該周知の措置は、通行規制の実施後に行うことができる。
- 3 市長は、第1項の規定により通行規制をした林道について通行規制の必要がなくなったときは、速やかに当該通行規制を解除するものとする。この場合において、市長は、併せてその旨を広報その他の方法により市民に周知するものとする。

(許可の取消し等)

- 第9条 第3条第1項の規定により許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、 市長は、その許可を取り消し、又は林道の通行を禁止し、若しくは原状回復等必要な措置を命 ずることができる。
 - (1) 虚偽又は不正な手段により許可を受けたとき。
 - (2) 第3条第3項の規定により許可に付された条件に違反するとき。
 - (3) 林道の通行が第4条各号のいずれかに該当するとき。
 - (4) 第7条各号に掲げる行為をしたとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

(違反に対する措置)

- 第10条 市長は、この条例に違反した者に対し、林道の通行を禁止することができる。 (損害賠償)
- 第11条 林道を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。 (委任)
- 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。